

令和6年度 第2回北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会（補助事業）

日時：令和7年1月24日（金）14：30～

場所：金沢広坂合同庁舎 共用大会議室

○水利施設等保全高度化事業「阿賀野川右岸第3地区」

（森委員長） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明内容について、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。どうでしょう。

（根岸委員） 根岸です。私の前回の質問に対して、本当に丁寧に、詳細に検討していただきまして、また回答いただきました。ありがとうございます。

今回、質問・意見総括表に書いてあるような内容で、人口減少の影響というものがある程度まだ不確定な要因で、そうしたものを組み込んで評価するということは、ちょっと今回は考えていないしできないということで、それは承知いたしました。

私の考え、こうした質問をした考えをお伝えしておく、やっぱりこの「景観・環境保全効果」というものの便益を数値で評価するときに、世帯数というものをを用いて評価しようとするとうとうどうしても難しい問題に直面してしまうのではないかとということが考えられます。

そもそも世帯数というのは社会的な要因で変わっていくものなので、また農業農村整備事業というものがどうしてもそうした人口が減っていくような地域を舞台に事業が行われるという特徴もあるために、これを世帯数というものを使って何か指標化しようとする、それは将来的には少なくなっていってしまうという問題はどうしても起きてしまうということがあって、難しい問題なのだなと思っています。

今回、行われている事業、この阿賀野川右岸第3地区もそうですし、阿賀野川右岸（1期）地区もそうなのですが、行われた事業というのは自然環境整備で、自然環境を保全するようなワンドを造ったり、そういった事業でした。便益が発生するということも当然想定されるし、またそれが重要なことであるということもすごく理解できているわけです。ただ、それを数値化するときに、やっぱり先ほど言ったように世帯数、あるいはその背後にある人口みたいなものを使ってしまうとちょっと難しいので、もう少し違う方法がないのかなということが問題意識としてあって質問をしました。

この事業に対する反対ということでは全くなくて、指標化するときにどういう指標を使

うべきかということが問題点としてあるのかなと思っています。

ちょっと長くなって申し訳ないのですが、そもそも「景観・環境保全効果」というものを、この特定の地域内の世帯の数を使って評価すべきなのかどうかということがまず疑問だと思います。やっぱり自然環境の保全というのは、その地域内に効果がとどまるものではなくて、もっと広く日本全体に効果が広がるというふうに言ってもいいし、もっと極端なことを言えば世界中に広がってもいいものだと思うので、こうした特定の地域内に限定された世帯数を使うことはちょっと問題が、限界があるのかなということが1点と、あともう一つは、やっぱり世帯数は、社会的な要因で変化するものですので、そもそも世帯数が減ったからといって自然環境を保全したり、あるいは改善するような何か事業を行う必要が無いのかと。人がいなくなったら、その自然環境はぼろぼろで適当にしているのかというと、それも違うと思うので、そもそも世帯数を使って便益を図ろうとすること自体も、ちょっと理屈としては難しいところはあるのではないかなという気もしたりしました。

ですから、この事業自体が行われたことは全く問題ないと思うのですが、やっぱり便益を図るときに、もう少し違う方法、角度があってもいいのかなと感じた次第です。

丁寧な回答をいただきまして、ありがとうございました。

私の考えは以上になります。

(森委員長) 根岸委員、貴重な御意見ありがとうございました。

昨年度の国営事業評価の佐渡地区のときも同じような議論が出たように、ちょっと今思い出したのですが、あのときは何か佐渡全体で算定しているとか、国営事業の受益範囲内だったのでやっているのかとか何か議論した記憶が、今思い出されたのですが、非常にこの辺はやはり環境という、普遍的な価値に関するものがその特定の範囲だけの意向で指標化されていいものかというのは、確かに非常に貴重な御意見だと思いますので、またこの辺の意見については局の担当から本省の方にも、今後のこういう課題としても非常に重要な課題じゃないかと思いますので、お伝えいただければと思います。

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○水利施設等保全高度化事業「亀田郷地区」

(森委員長) ありがとうございました。ただいま説明いただきました内容について、御

質問等ありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

私からなのですが、16ページ「維持管理費節減効果」の対象施設が「排水機場」とあるのですが、これは、この事業自体で工事を実施している排水機場ではなくて、関連する事業でやっているものでしたでしょうか。

2ページの事業内容では排水路だけとなっているのですが。

(桶谷水利整備課長) お答えさせていただきます。

参考資料1の大河津地区の関係で、45ページに計画平面図をつけていまして、本地区では排水機場の造成は行っていないのですが、本地区の事業実施の前に新長排水機場が造成されています。本地区の排水を大雨のときに大河津分水路に排水するため、新長排水機場があります。こちらにつきましては「維持管理費節減効果」で、資料8の大河津地区の効用に関する説明資料の6ページで、総費用の総括のその他というところの排水機場分でポンプと上屋で総費用の中に含めていまして、それに係る維持管理費節減という部分につきまして効果の中で計上しています。

(森委員長) 6ページのその他に入っている。ちなみに効果とかを入れるときに、2ページの関連事業では、ほ場整備のみが入っていますけれども、関連事業としてカウントするときにここに入らなくても特段良かったのでしたっけ、。

(事業計画課 服部補佐) 事業計画課の服部と申します。

効果の算定では、事業の中で排水システムを確立するための費用として、全ての施設の費用を計上する形になっています。

既存の排水機場は、整備した排水路から流れてきた排水を吐き出すために必要な施設となりますので、その排水機場についても、一連の排水システムとして、費用に計上しています。

こちらは、既存の施設という形になりますので、関連事業ではなくて今ある施設として費用の中に計上することになっています。

(森委員長) 分かりました。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。